

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(名古屋市指定 第2370800233号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 野並福祉会
(2) 法人所在地 名古屋市天白区福池2丁目340番地
(3) 電話番号 052-896-3434
(4) 代表者氏名 理事長 加藤真紀子
(5) 設立年月 昭和45年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 居宅介護支援事業（居宅サービス計画の作成など）
(3) 事業所の名称 堀田デイサービスセンター・令和8年4月1日指定更新
名古屋市2370800233号
(4) 事業所の所在地 名古屋市瑞穂区堀田通5丁目6番地1
(5) 電話番号 052-889-7271
(6) 管理者 早川嘉彦
(7) 運営方針 利用者本位のケアプランを作成します。
(8) 開設年月 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 名古屋市 瑞穂区・南区・熱田区・昭和区
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12月31日から1月3日を除く）	
受付時間	月～土	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間帯	月～土	午前8時30分～午後5時15分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	常勤兼務	常勤換算	指定基準	職務の内容
事業所長(管理者)	1		1	1名	ケアマネジメント業務の総括・代表
介護支援専門員	3	2	4	1名	ケアマネジメント業務の企画調整・実施

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

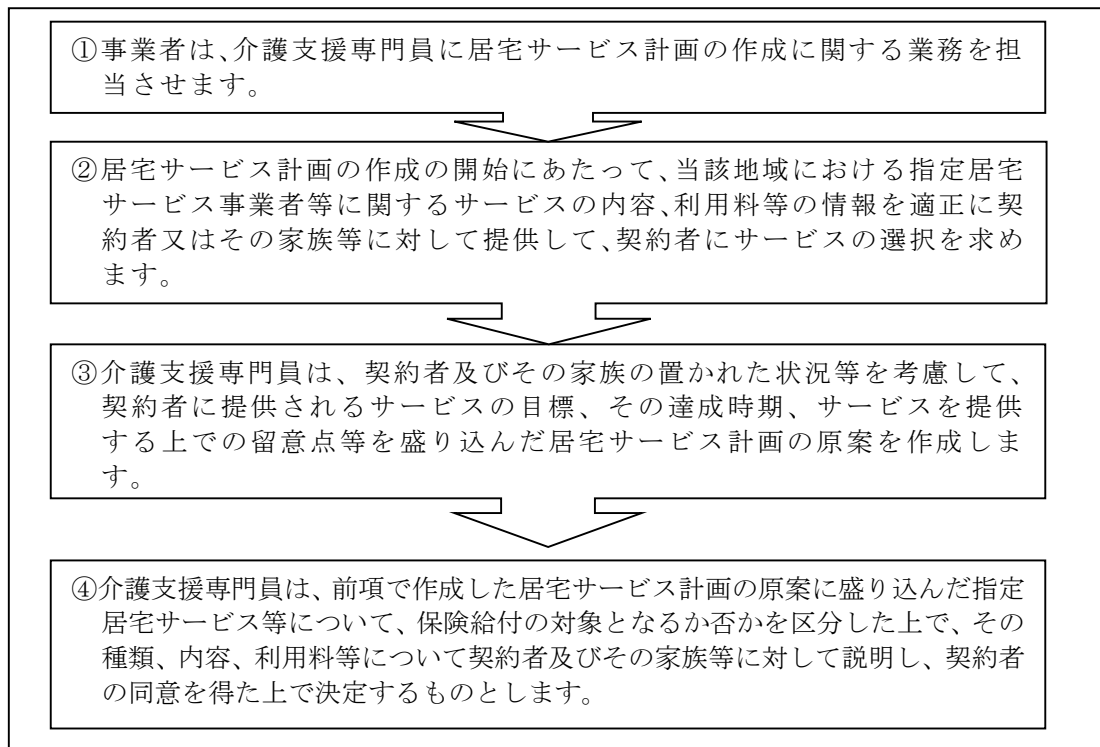
(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場で居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を

変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設のリストを紹介する等を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

要介護1・2	要介護3～5
12,000円	15,591円

初回加算 3,315円

入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,762円 （Ⅱ） 2,210円

退院・退所加算（カンファ無）連携 1回4972円 2回6630円

（カンファ有）連携 1回6630円 2回8287円 3回9945円

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,315円

看護小規模多機能型居宅事業所連携加算 3,315円

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,210円（1ヶ月に2回を限度に）

通院時情報連携加算 552円（1ヶ月に1回を限度に）

処遇改善加算 2.1% ※令和8年6月新設

*事業所の状況・体制により、加算・減算がございます。

（2）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

当事業所に所属する介護支援専門員が行います。

(2) 介護支援専門員の担当

①事業者からの介護支援専門員の交替

当事業者は、元々複数の介護支援専門員が支援業務を担当しています。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

③公正中立なケアマネジメントの確保

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について

- ・複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
- ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

利用者に提供される指定 居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、ケアプランにおける事業所の割合等の情報を別紙にて提供します。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（電話 889-7271）

〔苦情解決責任者〕 早川 嘉彦

〔苦情受付〕 大谷 龍雄

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

09:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福祉サービス苦情相談センター	910-7976
愛知県運営適性化委員会	202-0167
国民健康保険団体連合会	971-4165
名古屋市健康福祉局介護指導課	972-3087
お住まいの各区役所相談窓口	